

平成31年第1回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第1号)

招 集 年 月 日	平成31年1月23日		
招 集 の 場 所	温井スプリングス		
開閉会日時及び 宣 告	開会	平成31年1月23日 16時	議長 河本 穂津雄
	閉会	平成31年1月23日 17時	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員  出 席 7 名 欠 席 3 名  凡 例  ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	栗栖 眞知子	○
	2	寺田 光浦里	○
	3	三原 朋之	△
	4	木下 博志	△
	5	沖 貴雄	△
	6	富永 富幸	○
	7	岩苔 宏	○
	8	佐藤 潤	○
	9	栗栖 芳秋	○
	10	河本 穂津雄	○
会議録署名委員	6番	富永 富幸	
	7番	岩苔 宏	



議長	<p>本日の出席委員は 7 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(16:00)</p> <p>なお、本日の総会は農地利用最適化推進委員同席のもと行います。</p> <p>本日の総会のすべての議案につきまして、農地利用最適化推進委員は、質疑、意見を述べることはできますが、裁決はできないこととなっております。意見は審議の際のみと限らせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、これより第 1 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。</p> <p>この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 6 番委員と 7 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、池田一貴氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 1 号から議案第 2 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 1 号について、私から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案第 1 号につきましては、1 月 20 日に現地調査をさせていただきました。■■■■さんは不在でしたので、■■■■さんに電話調査の方もさせていただきました。この件につきましては、父親の土地を息子さんというかたちで太陽光パネルを設置する案件となっております、使用貸借となっております。写真にありますように、現地は十分管理されている畑となっておりますが、耕作はされておられません。これについては、周辺の農地を所有する農家からすべて承諾書はとられておりますので、問題ないということで調査をさせていただきました。皆様方から十分な審議をいただいて裁決をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>続いて、議案第 2 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号の説明をさせていただきます。平成 31 年度安芸太田町農業委員会活動計画についてです。資料 1-1 をご覧ください。農業委員会は農地の権利移動及び転用の審査と事後の確認など、農地制度の公平・公正で適正な執行が求められております。このような農業委員会のあるべき姿を実効性のあるものにするために活動計画を作成するものと定められております。この活動計画(案)の内容につきましては、事務局の方で重点活動方針として農地等の利用の最適化・地域農業の活性化・違反転用の発生防止の 3 つを掲げさせていただいてお</p>

	<p>ります。通年活動としましては、1. 指針を踏まえた農地利用の最適化の推進 2. 農業に関する調査及び情報提供 3. 農業者年金普及活動 4. 町広報誌「安芸太田」掲載による農地法の周知・違反転用防止及び農地利用集積周知としております。1の「指針を踏まえた農地利用の最適化の推進」の指針につきましては、資料2に記載されてあります。この資料2に記載の指針を踏まえた農地利用の最適化の推進ということになります。年度計画につきましては、表のとおりです。資料1-2をご覧ください。資料1-2につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担のスケジュールを掲載しております。主な役割分担として、農業委員は総会での法令業務の許可・決定を、農地利用最適化推進委員は農地利用状況調査等の現場活動を、それぞれ行っていただくこととしております。資料1-1の活動計画(案)にある4月から3月の内容で、平成30年度安芸太田町農業委員会活動計画を審議・策定しようとするものであります。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第1号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第1号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第2号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第2号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第2号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。まず、農業用施設の農地転用届出書が7件出ております。1件目は、広島市安佐北区の[ ]さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。</p>

2件目は、広島市西区の[ ]さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。3件目は、安芸太田町大字坪野の[ ]さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。4件目は、広島市東区の[ ]さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。5件目は、安芸太田町大字下筒賀の[ ]さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。6件目は、安芸太田町大字下筒賀の[ ]さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。7件目は、広島市安佐南区の[ ]さんによります農地転用の届出書です。届出に係る土地の所在、転用計画等は記載のとおりです。すべて添付書類に不備はないため、届出書を受理します。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件出ております。安芸太田町大字穴の[ ]さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。次に、女性農業委員さんと女性農地利用最適化推進委員さんにご案内が2件あります。1件目は、広島県西部地域女性農業者勉強会開催のご案内です。日時は、平成31年2月19日(火)13時～15時30分です。場所は、広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館6階の中国四国農政局広島県拠点第1会議室です。内容は、行政からの農業施策情報の提供、県内女性農業者からの取組等紹介となっております。2件目は、農業委員会女性委員ブロック研修会の開催のご案内です。1枚めくっていただき、開催要領をご覧ください。表のとおり安芸太田町は一番下の西部ブロックになりますので、日時は、平成31年2月22日(金)午後1時30分～3時です。場所は、広島市中区加古町3-3 広島市文化交流会館2階「プロバンス」です。内容は、2019年度中国四国ブロック女性委員研修会についての話題提供や意見交換会などです。これらの勉強会や研修会に参加いただける方は、2月12日までに事務局までご連絡ください。最後に、先進地視察研修の件について報告させていただきます。まず、視察先につきましては、先月の総会で、島根県出雲市の株式会社「桃源」さんの取組を視察させていただくことに決まりました。そして、日程につきましては、2月26日～28日の間で調整ということでしたので、株式会社「桃源」さんに確認しましたところ、2月26日(火)の14時から16時頃ではというお話をいただきました。現段階では、このような日時となっております。

事務局長

今の、「桃源」さんの視察についてはですね、1泊2日での研修とさせていただきます。2月の26日と27日で、今のところ調整をさせていただいております。2月の26日の昼に、農業生産法人、株式会社「桃源」さんの方で研修を行って、翌日は近くの産直市を見学しながら帰るという計画をしております。ですから、2月の26日、27日ということでは視察の方を行いたいと思いますので、日程調整のほど、よろしくお願ひします。詳しい内容については、詳細が決まりましたら、各委員さんの方には通知をさせていただきます。

議長	報告事項について質疑はありますでしょうか。  (全員質疑なし)
議長	以上で本日の審議は終了いたしました。 なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。 これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第 1 回 安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(17 : 00)   以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。  議 長  6 番委員  7 番委員